

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品の物価高騰に対する特別加算事業(R7補正・R7度分)	①食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者へ、食料品購入にも使用できる商品券を支給し、支援を行うことで、生活者の生活を維持する。 ②商品券原資10千円×17,000人 事務費(商品券印刷、商品券発送、対象店舗掲示資料作成、説明会開催費用、広報費用、換金集計事務費、振込手数料、コールセンター費用) ③商品券原資170,000千円 事務費(商品券印刷、商品券発送、対象店舗掲示資料作成、説明会開催費用、広報費用、換金集計事務費、振込手数料、コールセンター費用)30000千円 ④町内在住者17,000人	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費等高騰対策負担軽減臨時対策事業(R6補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける学校給食事業に、食材費増額分を支援することで保護者負担を軽減し、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を実施する。 ②給食費 ③◇小学生:25円×児童700人×200回=3,500千円 ◇中学生:30円×生徒420人×200回=2,520千円 米価高騰による追加支援分2,230千円 牛乳価格高騰による追加支援350千円 ④町内各小中高等学校(児童生徒及び保護者)(教職員を除く)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設等物価高騰対策支援臨時対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける保育施設へ高騰分の支援を実施し、保育所施設運営の安定を図る。 ②食材費及び光熱費 ③対象児童数350人×単価40円×21日×12ヵ月=3,528千円(単価40円は、食材費高騰分30円+光熱費高騰分10円の高騰分) (食材費分において教職員分を含まない) ④私立保育施設、認定こども園 8事業所	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設等物価高騰対策支援臨時対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける介護施設等に対して高騰分の支援を実施し、介護施設運営の安定を図る。 ②食材費及び光熱費 ③入所施設 700人×70円×365日=17,885千円(単価70円は、食材費高騰分42円+光熱費高騰分28円) 通所施設 300人×30円×25日/月×12月=2,700千円(単価30円は、食材費高騰分18円+光熱費高騰分12円) 訪問系事業所 6,300件/月×20円×12月=1,512千円(単価20円は、食材費高騰分12円+光熱費高騰分8円) ④入所施設(30施設)、通所施設(13施設)、訪問系事業所(18事業所) その他財源:県補助金1,000千円	R7.4	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産飼料費高騰対策支援臨時対策事業	①飼料価格、エネルギー価格の高騰により、畜産業経営が大きな影響を受けていることから、町内の畜産農家に対し、支援金を給付することにより、経営継続を図る。 ②飼料購入費 ③酪農和牛(40戸)15,700千円、養豚(3戸)1,500千円、養鶏(6戸)2,700千円、羊(1戸)100千円 合計20,000千円 ④畜産農業者(のべ50戸)	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域経済活性化キャッシュレス推進臨時対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町内中小事業者及び町民に対して「地域活性化キャンペーン」として町内での買い物の際に特典としてポイントを付与することにより、消費需要喚起及び地域経済の活性化を図る。 ②ポイント付与、利用手数料、運営委託料、販促業務委託料 ③ポイント付与額20,000千円、キャンペーン運営費2,200千円、PF利用手数料1,000千円、販促費800千円 合計:24,000千円 ④町内中小事業者及び町民	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公営企業価格高騰臨時対策事業(R6補正分)	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、事業の運営に支障が生じている下水道事業者に対し、支援金を交付し事業の維持・継続を図る。 ②下水道事業者が負担する、下水処理場での水処理の過程やポンプ施設等での電力価格高騰分 ③下水道事業28施設、農業集落排水51施設 令和2年度から令和6年度の電気料金高騰分 R6度約35,000千円-R2度約25,000千円=10,000千円 ④下水道事業、農業集落排水事業 (役場等の公共施設を除く)	R7.4	R8.3
8	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	和牛農家物価高騰対策臨時支援事業(R7予備費分)	①エネルギー価格等の高騰により、経営に大きな影響を受けている町内の和牛生産農家に対し、支援金を給付することにより、和牛生産の維持振興を図る。 ②和牛生産経費 ③(1年間の出品数)約400頭×(1頭あたり生産費増額分)74千円×2/3=合計20,000千円 ④町内和牛農家 24農家	R7.4	R8.3
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家暑熱対策臨時支援事業	①エネルギー価格等の高騰により暑熱対策に係る経費も増大しており、経営に大きな影響を受けている町内の畜産農家に対し、暑熱対策設備の更新・改善を支援することにより、畜産経営の維持振興を図る。 ②暑熱対策必要経費 ③(暑熱対策設備の更新・改善費用@160千円×50農家)8,000千円×1/2=合計4,000千円 (※暑熱対策設備:送風機、冷風機、断熱材等) ④町内畜産農家 50農家	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公営企業価格高騰臨時対策事業(R7予備費分)	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、事業の運営に支障が生じている下水道事業者に対し、支援金を交付し事業の維持・継続を図る。 ②下水道事業者が負担する、下水処理場での水処理の過程やポンプ施設等での電力価格高騰分 ③下水道事業28施設、農業集落排水51施設 令和2年度から令和6年度の電気料金高騰分 R6度約35,000千円-R2度約25,000千円=10,000千円 ④下水道事業、農業集落排水事業 (役場等の公共施設を除く)	R7.4	R8.3
11	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	和牛農家物価高騰対策臨時支援事業(R6補正分)	①エネルギー価格等の高騰により、経営に大きな影響を受けている町内の和牛生産農家に対し、支援金を給付することにより、和牛生産の維持振興を図る。 ②和牛生産経費 ③(1年間の出品数)約400頭×(1頭あたり生産費増額分)74千円×2/3=合計20,000千円 ④町内和牛農家 24農家	R7.4	R8.3
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費等高騰対策負担軽減臨時対策事業(R7補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける学校給食事業に、食材費増額分を支援することで保護者負担を軽減し、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を実施する。 ②給食費 ③◇小学生:25円×児童700人×200回=3,500千円 ◇中学生:30円×生徒420人×200回=2,520千円 米価高騰による追加支援分2,230千円 牛乳価格高騰による追加支援350千円 ④町内各小中高等学校(児童生徒及び保護者)(教職員を除く)	R7.4	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰対応臨時対策事業(R6補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける医療機関に対して高騰分の支援を実施し、施設運営の安定を図る。 ②入院患者に提供する給食費材費 ③330,000食×30円=9,900千円 ④町内医療機関(4病院)(入院患者に提供する給食費材費分であり、職員分は含まない)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰対応臨時対策事業(R7補正分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける医療機関に対して高騰分の支援を実施し、施設運営の安定を図る。 ②入院患者に提供する給食費材費 ③330,000食×30円=9,900千円 ④町内医療機関(4病院)(入院患者に提供する給食費材費分であり、職員分は含まない)	R7.4	R8.3
15	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水稲農家物価高騰対策臨時支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける農家に対して支援を実施し、経営安定化を図る。 ②肥料費、農薬費 ③水稲農家250戸×@144千円(平均)=36,000千円 (肥料費、農薬費の合計×10%(上限400千円)) ④町内水稲農家250戸	R7.4	R8.3
16	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買い替え物価高騰対応臨時支援事業	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている家庭及び事業所におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高い家電への買い換えなどを支援する。 ②省エネ家電(空調機器、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器、電動アシスト自転車等)の購入及び設置に要した費用 ③省エネ家電の購入及び設置に要した費用の一部を補助 400件×@60千円(平均)=24,000千円 事務委託費用2,000,000円 ④自ら居住する町内住宅・事業所の既存の家電を、同品目の省エネ家電に買い替え、設置する者	R7.4	R8.3
17	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公営企業価格高騰臨時対策事業(R7補正分)	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、事業の運営に支障が生じている下水道事業者に対し、支援金を交付し事業の維持・継続を図る。 ②下水道事業者が負担する、下水処理場での水処理の過程やポンプ施設等での電力価格高騰分 ③下水道事業28施設、農業集落排水51施設 令和2年度から令和6年度の電気料金高騰分 R6度約35,000千円-R2度約25,000千円=10,000千円 ④下水道事業、農業集落排水事業 (役場等の公共施設を除く)	R7.4	R8.3